

別表第5 級別標準職務表（第5条関係）

イ 事務職等給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	専門的知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	主任及びこれに相当する職務
4級	課長補佐及びこれに相当する職務
5級	1 課長及びこれに相当する職務 2 次長及びこれに相当する職務
6級	病院事務局長及びこれに相当する職務
7級	1 副院長の職務 2 本部事務局長及びこれに相当する職務

ロ 研究職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	研究員及びこれに相当する職務
2級	1 上席主任研究員及びこれに相当する職務 2 主任研究員及びこれに相当する職務 3 相当高度の知識経験を必要とする研究を行う職務
3級	1 総括研究員及びこれに相当する職務 2 高度の知識経験に基づき困難な研究を独立して行う上席主任研究員及びこれに相当する職務 3 特に高度の知識経験を必要とする研究を行う主任研究員及びこれに相当する職務
4級	1 がんセンター研究所長の職務 2 がんセンター研究所の部長及びこれに相当する職務 3 困難な研究を行う総括研究員及びこれに相当する職務

ハ 医療職給料表（1）級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	医療業務を行う職務
2級	相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務
3級	1 副院長の職務 2 高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務
4級	1 がんセンター総長の職務 2 病院長の職務

ニ 医療職給料表（２） 級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	栄養士、診療放射線技師、衛生検査技師等（以下「栄養士等」という。）の職務
2 級	1 薬剤師の職務 2 困難な業務を行う栄養士等の職務
3 級	1 科長及びこれに相当する職務 2 困難な業務を行う薬剤師の職務 3 特に困難な業務を行う栄養士等の職務
4 級	困難な業務を行う科長及びこれに相当する職務
5 級	1 部長及びこれに相当する職務 2 特に困難な業務を行う科長及びこれに相当する職務
6 級	特に困難な業務を所掌する部長及びこれに相当する職務
7 級	副院長の職務

ホ 医療職給料表（３） 級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	准看護師の職務
2 級	保健師、看護師等の職務
3 級	1 看護師長及びこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する保健師、看護師等の職務
4 級	困難な業務を処理する看護師長及びこれに相当する職務
5 級	1 看護部副部長及びこれに相当する職務 2 特に困難な業務を処理する看護師長及びこれに相当する職務
6 級	1 副院長の職務 2 看護部長及びこれに相当する職務 3 地域医療連携室長の職務

ヘ 技能職等給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	技師の職務
2 級	担当の技能又は経験を必要とする業務を行う技師の職務
3 級	高度の技能又は経験を必要とする業務を行う技師の職務
4 級	技師（主任）の職務

別表第6 初任給基準表（第5条関係）

イ 事務職等給料表初任給基準表

試 験	学 歴 免 許 等	初 任 給
大 学 卒 業 程 度		1 級 2 9 号 給
短 期 大 学 卒 業 程 度		1 級 1 9 号 給
高 等 学 校 卒 業 程 度		1 級 9 号 給

ロ 研究職給料表初任給基準表

試 験	学 歴 免 許 等	初 任 給
大 学 卒 業 程 度		1 級 2 9 号 給
短 期 大 学 卒 業 程 度		1 級 1 9 号 給
高 等 学 校 卒 業 程 度		1 級 9 号 給

ハ 医療職給料表（1）初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
医 師 歯 科 医 師	大 学 6 卒	1 級 1 7 号 給

備考 この表の適用を受ける職員に第5条第5項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、医師免許を取得した時以後のものとする。ただし、免許取得前に免許を必要とする業務に関係のある業務に従事した経歴を有する職員については、当該経歴を免許取得後の経験年数として取り扱うことができる。

ニ 医療職給料表（2）初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
薬 剤 師	大 学 6 卒	2 級 1 9 号 給
	大 学 卒	2 級 5 号 給
栄 養 士	大 学 卒	2 級 5 号 給
	短 大 卒	1 級 1 5 号 給
診 療 放 射 線 技 師	大 学 卒	2 級 5 号 給
	短 大 3 卒	1 級 2 1 号 給
診 療 エ ッ ク ス 線 技 師	短 大 卒	1 級 1 5 号 給
医 学 物 理 士	大 学 卒	2 級 5 号 給
臨 床 検 査 技 師	大 学 卒	2 級 5 号 給
	短 大 3 卒	1 級 2 1 号 給
衛 生 検 査 技 師	大 学 卒	2 級 5 号 給
	短 大 卒	1 級 1 5 号 給
臨 床 工 学 技 士	大 学 卒	2 級 5 号 給
	短 大 3 卒	1 級 2 1 号 給
理 学 療 法 士 作 業 療 法 士	大 学 卒	2 級 5 号 給
	短 大 3 卒	1 級 2 1 号 給

言語聴覚士	大学卒	2級 5号給
	短大3卒	1級21号給
歯科衛生士	短大卒	1級15号給
	高校専攻科卒	1級11号給
その他	短大卒	1級15号給
	高校卒	1級 5号給

備考 この表の適用を受ける職員に第5条第5項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、それぞれその免許を取得した時以後のものとする。ただし、免許取得前に免許を必要とする業務に係のある業務に従事した経歴を有する職員については、当該経歴を免許取得後の経験年数として取り扱うことができる。

ホ 医療職給料表（3）初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
保 健 師	大 学 卒	2級15号給
	短大3卒	2級 9号給
看 護 師	短大3卒	2級 9号給
	短大2卒	2級 5号給
准 看 護 師	准看護師養成所卒	1級 5号給

備考

- 1 学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所（平成13年法律第153号による改正前の保健婦助産婦看護婦法第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所を含む。）の卒業を示す。
- 2 この表の適用を受ける職員に第5条第5項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、それぞれその免許を取得した時（保健師で、看護師免許を有する職員にあっては看護師免許を取得した時）以後のものとする。ただし、免許取得前に免許を必要とする業務に係のある業務に従事した経歴を有する職員については、当該経歴を免許取得後の経験年数として取り扱うことができる。
- 3 准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第4号の規定に該当した者で保健師又は看護師となったものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号俸を、それぞれ「大学卒」にあっては2級19号俸、「短大2卒」にあっては2級13号俸とする。

ヘ 技能職等給料表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
技師（試験検査補助）等	高 校 卒	1級21号給
	中 学 卒	1級 5号給

別表第7 学歴免許等資格区分表（第5条関係）

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	一 博士課程修了	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 専門職学位課程修了	学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了
	四 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は薬学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	五 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	六 大学4卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
2 短大卒	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 (4) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による高等専門学校の卒業 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (4) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
3 高校卒	一 高校専攻科卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 高校3卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 高校2卒	(1) 保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
4 中学卒	中学卒	(1) 学校教育法による中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校（同法第76条第1項に規定する中学部に限る。）の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格

備考 この表の「特別支援学校」には平成18年法律第80号による改正前の学校教育法による盲学校、聾ろう学校及び養護学校を、「准看護師学校」には平成13年法律第153号による改正前の保健婦助産婦看護婦法による准看護

婦学 校を、「准看護師養成所」には同法による准看護婦養成所を含むものとする。

別表第8 修学年数調整表（第5条関係）

学歴区分	修学年数	基準学歴区分			
		大学卒 (16年)	短大卒 (14年)	高校卒 (12年)	中学卒 (9年)
博士課程修了	21年	+5年	+7年	+9年	+12年
修士課程修了	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
専門職学位課程修了	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学6卒	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学専攻科卒	17年	+1年	+3年	+5年	+8年
大学4卒	16年		+2年	+4年	+7年
短大3卒	15年	-1年	+1年	+3年	+6年
短大2卒	14年	-2年		+2年	+5年
高校専攻科卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
高校3卒	12年	-4年	-2年		+3年
高校2卒	11年	-5年	-3年	-1年	+2年
中学卒	9年	-7年	-5年	-3年	

備考

- 1 学歴区分欄及び基準学歴区分欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- 2 この表に定める年数（修学年数欄の年数を除く。）は、学歴区分欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての基準学歴区分欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ず年数（以下「調整年数」という。）を示す。この場合において「+」の年数は加える年数を、「-」の年数は減ずる年数を示す。
- 3 初任給基準表の学歴免許等欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分（その区分に属する学歴免許等の資格を含む。）が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもって、その者の有する学歴免許等の資格についての当該初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数は加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減ずる年数とする。
- 4 学校教育法による大学院博士課程のうち医学若しくは歯学に関する課程又は薬学に関する課程（修業年限4年のものに限る。）を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、この表の修学年数欄の年数及び調整年数とする。
- 5 その者の有する学歴免許等の資格に係る修学年数及び調整年数について、理事長が別段の定めをした職員については、理事長が定める修学年数及び調整年数をもって、この表の修学年数及び調整年数とする。